

平成23年第3回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成23年9月27日（火）午前11時15分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
訂正報告
- 日程第29 議案第 9号 平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第 3号 遠軽町名誉町民条例の制定について（総務・文教常任委員
（付託案件） 会審査報告、会期中審査）
- 日程第31 認定第 1号 平成22年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第32 認定第 2号 平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
（付託案件） 定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第33 認定第 3号 平成22年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に
（付託案件） ついて（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第34 認定第 4号 平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
（付託案件） 認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第35 認定第 5号 平成22年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
（付託案件） ついて（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第36 認定第 6号 平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認
（付託案件） 定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第37 認定第 7号 平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
（付託案件） 認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第38 認定第 8号 平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳
（付託案件） 出決算認定について（決算審査特別委員会審査報告、会期
中審査）
- 日程第39 認定第 9号 平成22年度遠軽町水道事業会計決算認定について（決算
（付託案件） 審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第40 発委第 1号 遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正につ
いて

《平成23年9月27日》

日程第4 1		農業委員会委員の推薦について
日程第4 2	意見案第1号	拡大生産者責任とデポジット制度の法制化を求める意見書
日程第4 3	意見案第2号	森林・林業・木材産業の政策の積極的な展開に関する意見書
日程第4 4	意見案第3号	J R三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書
日程第4 5	意見案第4号	免税軽油制度の継続を求める意見書
日程第4 6		常任委員会所管事務調査報告
日程第4 7		常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	4番	林照雄君	5番	黒坂貴行君
	6番	松田良一君	7番	岩上孝義君
	8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君
	10番	杉本信一君	11番	山谷敬二君
	12番	高橋眞千子君	13番	荒井範明君
	14番	阿部君枝君	15番	奥田稔君
	16番	高橋義詔君		

◎欠席議員（1名）

3番 清野嘉之君

◎列席者

町長 佐々木修一君 代表監査委員 秋保利勝君
 農業委員会会長 石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
民生部参与	石川弘美君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君

《平成23年9月27日》

農政林務課長	安藤清貴君	商工観光課長	大河原忠宏君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課長	岸野博美君	会計管理者	松本妙子君
生田原総合支所長	岡村宏君	丸瀬布総合支所長	工藤敏広君
白滝総合支所長	池田博利君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	教育部次長	藤江敏博君
社会教育課長	中村哲男君	社会体育課長	工藤重雄君
図書館長	佐川哲史君	総務課参事	藤本陽一君
監査委員事務局長	吉田博之君	農業委員会事務局長	安江陽一郎君
選挙管理委員会事務局長	吉田博之君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、17人であります。

なお、清野議員より欠席の届け出があります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、岩澤議員、高橋真千子議員を指名いたします。

◎訂正報告

○議長（前田篤秀君） 9月21日、一般質問、阿部議員の答弁に誤りがあったので、寒河江総務課長の訂正を許可します。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 阿部議員の一般質問の中で、災害対策本部の解散日時の御質問の答弁で、解散日時を9月5日17時というふうにお答えをいたしました。9月6日17時の誤りでしたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

どうも申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 議事録を議長において精査します。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第29 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 議案第9号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第9号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億2,148万8,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、2,420万円を追加し、総額を70億3,447万9,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計134億9,728万8,000円に2,420万円を追加し、総額を135億2,148万8,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

11款災害復旧費につきましては、2,420万円を追加し、総額を1億80万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計134億9,728万8,000円に2,420万円を追加し、総額を歳入歳出同額の135億2,148万8,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業2,420万円につきましては、9月2日発生 of 台風第12号による大雨により道路、河川などに被害を受けたもので、被害箇所の復旧に係る工事請負費として、伊吹環状線災害復旧工事外5件を追加するものであります。被害箇所につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税2,420万円につきましては、普通交付税の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）に関する資料、1ページの災害復旧事業生田原地域工事位置図について御説明申し上げます。

①番は、町道伊吹環状線災害復旧工事で、被災地は生田原伊吹木村地先であり、9月2日の大雨により道路のり面が6月被災箇所の国道側において、さらに2カ所崩落したもの

《平成23年9月27日》

でございます。そののり面復旧として、のり面安定を図るため、のり面工、植生土のう積み40平方メートルを実施するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 続きまして、遠軽地域の災害復旧事業について説明いたします。

2ページをごらんください。

①番は、豊里若松間道路災害復旧工事で、被災地は若松斎藤地先であり、大雨により道路のり面部崩壊により、町道の片側に土砂が堆積したことから通行どめとし、大型土のうなどの応急処置を実施した後、規制解除をしております。その、のり面復旧として下段部のり面安定を図るため、ふとんかご5段積み、延長40メートルを設置し、のり面工として面積100平米を実施するものでございます。

②番は、弥生道路災害復旧工事で、被災地は弥生町区域外であり、大雨により道路横断管が閉塞し、のり面が崩壊したことなどから、道路横断管渠工管径900ミリ、延長30メートルに布設がえし、道路のり面部を盛土材で復旧するものでございます。

③番は、南の沢川災害復旧工事で、被災地は美山石井地先であり、河川の増水によりり面部が崩壊したことなどから、かごマット工5段積み、延長10メートルと河床安定を図るため、土砂さらいをあわせて実施するものでございます。

④番は、カクレ沢川災害復旧工事で、被災地は栄野渡辺組採石場地先であり、河川の増水により道路路肩を浸食し、一般車両の通行が危険であることなどから、かごマット工4段積み、延長30メートルと河床土砂さらいをあわせて実施するものでございます。

⑤番は、鈴辰川災害復旧工事で、被災地は若咲内加藤地先であり、河川の増水により道路路肩が崩壊するおそれがあることなどから、かごマット工5段積み、延長40メートルと河床の土砂さらいをあわせて実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

11款災害復旧費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第9号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第30 議案第3号遠軽町名誉町民条例の制定についてを議題といたします。

平成23年第3回定例会において付託いたしました総務・文教常任委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋眞千子総務・文教常任委員長。

○12番(高橋眞千子君) ー登壇ー

総務・文教常任委員会付託案件にかかわる委員長報告をさせていただきます。

平成23年第3回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第3号につきまして、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

議案第3号遠軽町名誉町民条例の制定につきましてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、社会文化の興隆に功績のあった者に対し、遠軽町名誉町民の称号を贈り、その功績をたたえ、これを顕彰するための必要な事項を定めるものでございます。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成23年9月20日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長(前田篤秀君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町名誉町民条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第31 認定第1号から日程第39 認定第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第31 認定第1号平成22年度遠軽町一般会計歳入歳出決

《平成23年9月27日》

算認定について、日程第32 認定第2号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33 認定第3号平成22年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34 認定第4号平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35 認定第5号平成22年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第36 認定第6号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第37 認定第7号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第38 認定第8号平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第39 認定第9号平成22年度遠軽町水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

付託いたしました決算審査特別委員会から、審査報告書が提出されておりますので、決算認定9件について、委員長の報告を求めます。

山谷決算審査特別委員長。

○11番（山谷敬二君） ー登壇ー

平成22年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成23年度第3回遠軽町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました認定第1号平成22年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成22年度遠軽町水道事業会計決算認定についてまでの9件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月20日に設置し、議会会期中の9月22日、26日及び27日までの4日間にわたり決算審査を実施したところでございます。

決算審査期間中、理事者におかれましては資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

平成22年度の各会計歳入歳出決算認定9件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり指摘事項の意見を付して、認定することに決定したところであります。

それでは、各会計決算審査の結果について報告いたします。

初めに、認定第1号平成22年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

1点目の町税につきましては、収入未済額が1億5,857万円で、前年度の収入未済額1億4,583万7,000円と比較して1,273万3,000円、8.7%増となっております。また、収納率は92.9%で、前年度に比較して0.4ポイントの減となっております。このため、税負担の公平を期する観点から滞納繰越額の解消に努め、より一層収納率の向上に努めるべきであります。

次に、認定第2号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

《平成23年9月27日》

国民健康保険税の収入未済額が1億3,009万4,000円で、前年度と比較して90万9,000円、0.7%減少しておりますが、収納率では0.2ポイント低下しています。よって、国民健康保険財政の健全化を図る上でも、より一層収納率の向上に努めるべきであります。

次に、認定第7号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計決算認定について報告いたします。

公共下水道使用料は、調定額2億9,873万1,000円に対して収納率96.1%で、前年比0.5%の減となっております。収入未済額は1,164万5,000円で、前年対比173万2,000円増加しており、健全財政を図るために収納強化に努めるべきであります。

次に、認定第9号平成22年度遠軽町水道事業会計決算認定について報告いたします。

水道料金の収入未済額は1,705万6,000円、1,059件で、前年対比32万7,000円、1.9%の減少と若干改善はしておりますが、収入未済件数は40件ふえております。しかし、現下の経済状況により収入未済額の増加が懸念されることから、収納強化に努めるべきであります。

奨学資金貸付基金について申し上げます。

今年度の奨学資金貸付基金償還状況は、償還予定額2,870万円に対して償還額が1,989万2,000円、未納額が880万9,000円となっております。また、今年度の貸付現在高は1億5,772万3,000円となっております。現在の社会経済状況をかんがみると、このまま推移すると、近い将来に基金残高不足を生じさせるおそれがあります。よって、未納額を減少させるための収納強化に努めるべきであります。

なお、細かな指摘事項につきましては、直接担当職員に申し上げておりますので、今後の予算編成、行政執行等に十分反映されますよう期待するところであります。

以上で、平成22年度遠軽町議会決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑は行わないことになっております。

これより、一括上程した9件を採決いたします。

採決は、認定第1号平成22年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成22年度遠軽町水道事業会計決算認定についてまで、決算認定9件を一括採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第40 発委第1号

《平成23年9月27日》

○議長（前田篤秀君） 日程第40 発委第1号遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

発委第1号遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について、内容の説明をいたします。

地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を別紙のとおり改正するものでありまして、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例。

遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例（平成21年遠軽町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略して、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

地方自治法の一部改正に伴い、市町村基本構想策定の義務づけが廃止されたことから、第2条第1号を遠軽町まちづくり自治基本条例（平成19年遠軽町条例第9号）第26条に規定する総合計画の策定に関するものに改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、御説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、発委第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第41 農業委員会委員の推薦について

○議長（前田篤秀君） 日程第41 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員小野人司氏、中村肇氏が、平成23年10月8日をもって任期満了となるため、遠軽町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例

《平成23年9月27日》

の規定により2名とし、遠軽町岩見通南3丁目1番地28、小野人司氏、昭和19年3月28日生まれ。遠軽町生田原278番地54、中村肇氏、昭和22年11月28日生まれ、以上の方々を推薦いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員は、遠軽町岩見通南3丁目1番地28、小野人司氏、昭和19年3月28日生まれ。遠軽町生田原278番地54、中村肇氏、昭和22年11月28日生まれを推薦することに決定いたしました。

◎日程第42 意見案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第42 意見案第1号拡大生産者責任とデポジット制度の法制化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田議員。

○8番(山田和夫君) ー登壇ー

意見案第1号拡大生産者責任とデポジット制度の法制化を求める意見書について、概略説明をさせていただきたいと思います。

まず、この拡大生産者責任とデポジット制度の法制化を求める陳情につきましては、福岡県筑後市中村市長、福岡県大川市植木市長、福岡県大木町石川町長並びに環境自治体を目指すちっご委員会荒木委員長、4名の連名で遠軽町事務局に送付されてきたものでございます。

内容について読み上げて御提案申し上げます。

ポイ捨てごみのはんらんや廃棄物処理場の確保の問題、さらには、ごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ごみ問題を取り巻く状況はますます深刻化をしている現状でございます。1997年4月から施行されました容器包装リサイクル法は、2008年4月に見直しをされましたけれども、依然として事業者負担に比べて市町村の財政負担、あるいは地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など循環型社会を実現するための効果は、いまだ十分とは言えない現状でございます。

持続可能な循環型社会を築くためには、我が国の大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要だろうと考えております。そのためには、生産者が生産過程でごみとなりにくいような製品をつくり出し、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任の導入が、今、必要だろうと考えます。また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の高い回収率が期待できるとともに、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て、不法投棄の防止に対し、極めて有効な手段であろうと思います。

《平成23年9月27日》

既に欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために、拡大生産者責任やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによって、ごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果を上げている実績もございます。

よって、国においては、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、経済協力開発機構が提唱いたします拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について、積極的に検討し、早期に制度化を図るよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣府特命担当（消費者担当）大臣であります。

議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます、提案説明にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号拡大生産者責任とデポジット制度の法制化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第43 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第43 意見案第2号森林・林業・木材産業政策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

奥田議員。

○15番（奥田 稔君） ー登壇ー

森林・林業・木材産業政策の積極的な展開に関する意見書について、ポイントを読み上げて提案いたします。

近年、地球温暖化対策、さらにはCO₂吸収源として森林に対し、大きな関心と期待が高まってきています。しかしながら、本道の森林・林業・林産業経営は厳しく、引き続き経済の低迷によって経営基盤の弱い林業、木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備、森林機能を発揮するとともに山村の活性化を

《平成23年9月27日》

図っていくためには、森林・林業再生プランに基づいて、施業の集約化、路網の整備、人材育成などを進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要だと考えております。

また、東日本大震災の復興・復旧のために、以下の項目を実現するよう要望するものがあります。

一つ、東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。

二つ、地球温暖化対策のためCO₂吸収財源対策や木材利用促進を図り、安定的な財政措置の確保を行うこと。

三つ、間伐の推進、持続可能な森林経営、路網整備、担い手育成、これらの強化を図るとともに、機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など、所有者の負担軽減を推進すること。

四つ、公共施設や民間住宅・事務所等での地域材の利用の促進、さらには木質バイオマスイエネルギーを最大限活用するなど、国産材の利用拡大を図ること。

五つ、森林整備加速、さらには林業再生事業の拡充を川上・川下が一体となった森林・林業再生に向けた取り組みを進めること。

六つ、国有林野事業については一般会計化により、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係6大臣であります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号森林・林業・木材産業政策の積極的な展開に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第44 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第44 意見案第3号JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成23年9月27日》

浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） 一登壇一

J R三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書について、読み上げて提案をいたします。

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべくJ R7社が誕生いたしました。国鉄改革は、J R各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道の再生を目的として実施をされました。そして新幹線や都市圏の路線を有するJ R東日本、東海、西日本の本州3社は、これまで堅調な経営を確保し、株式を上場して完全民営化を果たしました。

一方、J R北海道、四国、九州のJ R三島会社とJ R貨物については、経営基盤が脆弱で、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など自助努力を重ねてきましたが、昨年4月にJ R発足25年の節目を迎える現在も、なお経営自立を確保するめどが立っていないであります。

政府は、J R三島・貨物会社の経営支援に向け、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の資金を活用した支援策を実施すべく、3月8日に「国鉄清算事業団の債務などの処理に関する法律などの一部を改正する法律案」として衆議院に提出をし、国会審議を経て6月8日に衆参両院本会議において可決成立いたしました。

こうした中、本年度末には、J R三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限を迎えるわけであります。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、J R三島・貨物会社の社会的な役割と、いまだ完遂されていない国鉄改革の課題にかんがみれば、J R発足25年を契機に、これらの税制特例措置を恒久化し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と、地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であります。

以上の認識に基づき、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く求めるものであります。

一つ、J R三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる承継特例、三島特例、新車特例など）を恒久化すること。

二つ目には、J R三島・貨物会社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること。

三つ目には、J R三島・貨物会社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

平成23年9月27日、北海道遠軽町議会。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交省大臣、総務大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

《平成23年9月27日》

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第45 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第45 意見案第4号免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

○6番（松田良一君） ー登壇ー

免税軽油制度の継続を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路を走らない機械等に用いられる軽油について設けられている免税制度が、平成24年3月末で廃止される現状であります。

スキー場事業では、ゲレンデ整備に伴う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油については免税で、スキー場においても安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しており、この制度がなくなればスキー人口の減少等、現在でさえ厳しい経営環境を圧迫し、スキー場の経営はさらに厳しくなるものと思われまます。当町のみならず、北海道の観光及び経済に大きな打撃を与えることが危惧されております。

また、経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型機械を使用し、燃料として免税軽油を使用していることから、畑作を初め酪農、畜産、野菜、園芸農家など軽油を大量に使う農家にとっては、大きな負担増になる重大な問題であります。そのほかにも漁業や林業、土木や建設業などの分野におかれましても広く適用されており、本道の基幹産業の育成や地域経済の活性化に大きく貢献してまいりました。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等に幅広い産業への影響にかんがみ、免税軽油制度を継続するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産

《平成23年9月27日》

業大臣、国土交通大臣であります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号免税軽油制度の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第46 常任委員会所管事務調査報告

○議長（前田篤秀君） 日程第46 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

高橋眞千子総務・文教常任委員長。

○12番（高橋眞千子君） ー登壇ー

平成22年第4回遠軽町議会定例会で承認を経て、所管事務調査を行ってまいりました。

調査を終了いたしましたので報告をいたします。

総務・文教常任委員会所管事務調査報告書。

大きく1点目は、条例に関する事項でございます。

まず、(1)といたしまして条例規則の見直しについて。(2)につきまして分権条例の広報広聴について。(3)では子どもの権利条例の制定について。(4)では行政評価について。(5)では町民憲章等の制定について。

この町民憲章等の制定につきましては、町民憲章、町花・町木につきましては、合併後の新町において新たに定めるとしておりますので、制定を目指すべきでございます。また、町内全域の案内板というのですか、名称がまだ旧町村名で書かれているところがございますことから、早急に遠軽町の名称に直していくべきであります。

大きく2点目は、財産管理に関する事項。

(1)といたしまして、未利用財産等の管理につきましては、計画的に取り壊しを実施しているところですが、さらなる保全管理に万全を期すとともに、景観の保全と環境の美化に努めるべきであります。(2)といたしまして未処理用地（未登記公衆道路等）の整理について。

大きく3点目は、行財政に関する事項でございます。

《平成23年9月27日》

(1)といたしましては財政健全化について、(2)は行政評価の簡素化について、(3)財政健全化法を契機としたガバナンス強化についてでございます。収入に対する地方債の元利償還割合を示す実質公債費比率につきましては16.3%、標準財政規模に対する企業会計等を含めた普通会計の実質的負債との割合を示す将来負担比率につきましては94.6%と、いずれも早期健全化基準を大きく下回っています。しかしながら、今後の経済情勢が悪化し、なお一層厳しい状況になることも考えられますことから、さらなる行財政改革に取り組むべきであります。(4)といたしまして、地方会計改革の取り組みについてでございます。

大きく4点目は、事務執行に関する事項。

(1)といたしまして、使用料等の滞納繰越額についてでございます。これからの地方自治は、歳出に見合った財源を持ち、みずからの責任と判断のもとに行財政運営を行うことが、地方分権が目指す自治の姿でございます。そこで使用料等の滞納繰越額については、住民サービスの財源として歳入の確保に努めるとともに、徴税職員の徴収力を高め、さらに滞納額の解消に努めるべきでございます。(2)といたしまして、定員管理の適正化と計画年度の前倒しについてでございます。(3)人材の育成につきましては、高度多様化する事務事業に適切に対応できる資質と能力を備えるため、これまで以上に政策形成能力の向上や専門知識の習得が求められています。したがって、法制執務、いわゆる立法学の知識が政策立案の技術である点を踏まえると、本町においても実務を基本とする法制執務を研修計画に取り入れ、町の将来を担える人材の育成に努めるべきでございます。(4)といたしましては組織機構の改革について。

大きく5点目といたしましては、学校教育に関する事項でございます。

(1)学校施設の整備・充実について。(2)学校給食の事務について。(3)給食食材の調達について。(4)丸瀬布学校給食センターの老朽化について。(5)少子化による小中学校の生徒数の減少について。(6)小中学校の安全対策について。(7)教職員住宅について。(8)旧遠軽小学校の利活用についてでございます。

大きく6点目になりますが、社会教育及び文化に関する事項でございます。

(1)生涯学習について。(2)図書館事業について。(3)文化センター建設についてでございます。

大きく7点目は、社会教育及び健康づくりに関する事項でございます。

(1)パークゴルフ場の整備について。(2)体育施設の整備についてでございます。

大きく8点目は、その他に関する事項といたしまして、(1)総合計画の主要事業達成状況についてでございます。総合計画の主要施策につきましては、事務事業の優先度、緊急度、財政状況等を勘案し、積極的に推進すべきでございます。(2)行政懇談会の開催について、行政懇談会につきましては住民参加の時代にふさわしい住民自治を実現するため、住民と首長との直接対応を通して、民主的な行政運営を目指すものであります。したがって、町民参加によるまちづくりの一環として、町民が政策の立案から実施及び評価に至る

までの過程に参加し、町民の意思が直接的に行政に届き反映されるよう、毎年継続して開催すべきでございます。(3)生活交通路線の総合的な見直しについて。(4)陸上自衛隊遠軽駐屯地等の増強・存続については、東日本大震災での活躍により災害時等における自衛隊の役割は見直され、道内の陸上自衛隊の重要度が再認識されました。北海道が自衛隊の訓練等の適地であること、さらには地域に及ぼす影響等に十分配慮し、今後においても第25普通科連隊の部隊増強及び遠軽駐屯地の存続について、関係諸団体と連携し、積極的に要請活動を展開すべきでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

山谷民生常任委員長。

○11番（山谷敬二君） ー登壇ー

平成22年度民生常任委員会の所管事務調査につきましては、別紙報告のとおりですが、その主立ったもの、概要について報告いたします。

まず、1の社会福祉に関する事項について申し上げます。

3の老朽化している老人福祉施設等の整備については、将来必要となる介護施設や地域介護拠点施設の整備を推進するとともに、町が地域の実情に合わせ介護福祉サービスの基盤整備を関係団体と十分に協議し、計画を進めるべきであります。

次に、2の保健衛生に関する事項について申し上げます。

1の保健事業については、平成20年度から医療保険者において特定健康診査・特定保健指導を行うこととされており、実施されているところであります。特定健康診査・特定保健指導は、予防等生活機能維持上重要なことから、各種健診事業の充実と受診率の向上に努めるべきであります。(2)の介護保険制度については、施行されてから10年を経過したところであります。町が運営主体となることにより、必要なサービスの確保やそれに伴う負担についても町が責任を持って、柔軟な制度運営を進めるべきであります。さらに、平成24年度からの高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画策定に向けて、体制の整備や介護サービスの質の確保等に努めるべきであります。

3の安心して暮らせるまちづくりについては、地域医療体制の充実と維持確保が重要であります。町として将来を見据えたあり方を地域住民の理解を得ながら、検討を進めていくべきであります。

3の環境衛生に関する事項について申し上げます。

1、遠軽町廃棄物処理施設については、今回の廃棄物処理施設機能診断結果に基づき、整備方針を早急に進めるべきであります。なお、旭野一般廃棄物最終処分場については、供用開始より残余年数は限られており、住民に理解を求め、排出される一般廃棄物の適正なごみ処理と、排出量の抑制に努めるべきであります。2の生活排水対策については、衛生的な生活環境の享受という公平性から、未整備地区である瀬戸瀬、社名淵及び生田原・安国地域について、水質保全や環境衛生等の観点から効率的な下水処理対策に取り組むべ

《平成23年9月27日》

きであります。

次に、4の住民生活に関する事項について申し上げます。

1の生活道路における交通安全対策の推進については、関係機関と連携し、安全で安心な道路空間を創出するための取り組みを推進し、交通事故抑止のための施策を実施すべきであり、歩道の整備など総合的な施策を実施すべきであります。2の通学路における歩道整備については、児童や幼児の通行の安全を確保するために推進すべきであります。

5の町税等に関する事項について申し上げます。

町の貴重な自主財源である町税等の収入確保は、負担の公平を期する観点からも喫緊の課題であります。滞納の解消を図るため、関係各課との連携を密にし、より効果的な徴収対策を講じ、収納率の向上に努めるべきであります。

以上、主な内容を申し上げ、民生常任委員会の報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

杉本経済常任委員長。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

経済常任委員会所管事務調査報告書に関しましては、お手元に配付しております別紙のとおりでございますが、主なもののみ読み上げさせていただきたいと思っております。

1、農業及び林業に関する事項に関しまして、(5)といたしまして民有林の整備については、国や北海道などとの機関とも協議し、整備しやすい制度の充実を図るべきである。同時に、北海道においては国外資本による森林地帯の買収の動きがあることから、水資源確保という観点から、そのような動きに対する管理・監視体制の強化に取り組むべきであると考えております。

大きな2番目、商工業及び観光に関する事項に関しましては、(3)におきまして観光産業の振興については、地域にある豊富な観光資源や自然を生かした特色ある各種イベントの充実を努めるとともに、関係団体と連携強化を図りながら、滞在型観光客の誘致促進等経済的波及効果に結びつく施策を積極的に推進すべきである。

大きな3番目、(3)といたしまして地域経済の活性化を図るためには、地場製品の消費拡大にさらに取り組むほか、地元業者を積極的に活用するとともに、産消協働を推進するための施策を検討すべきである。

大きな6番目、車両管理に関する事項といたしまして、(3)番目、町有車両等の保管に関しましては、管理体制の強化に努めるべきであると考えます。

大きな10番目その他の事項といたしまして、(2)番目、東日本大震災の影響により日本経済はかつてない厳しさに直面するという認識に立ち、地域経済活性化のためには、時代に即応した戦略が必要になると考えております。域内において経済を循環させることに重点を置いた施策に、さらなる取り組みを進めるべきであるとともに、また、国における農業政策やTPP等の問題に関しても先行きが不透明なことから、時代を見据えた人材育成に取り組むべきであると考えております。

《平成23年9月27日》

以上をもちまして、経済常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

◎日程第４７ 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（前田篤秀君） 日程第４７ 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第７３条第１項及び第２項並びに第７５条の規定により、お手元に配付のとおり各委員長からの申し出があります。

お諮りいたします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申し出のとおり決定することにいたしました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成２３年第３回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午後 ０時１６分 閉会

《平成２３年９月２７日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤 秀

署 名 議 員 岩澤 武 征

署 名 議 員 高橋 真 千 子